

宮 城 県 公 報

令和 8 年 7 月 14 日（火）
定期第 714 号

目 次

規則

- 土地改良事業等調査及び計画受託規則の一部を改正する規則（農村振興課）

告示

- 産業廃棄物処理施設の変更の許可申請（廃棄物対策課）
- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課）
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更（同）
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更（同）
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更（同）
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退（同）

公告

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（精神保健推進室）

土地改良事業等調査及び計画受託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 59 号

土地改良事業等調査及び計画受託規則の一部を改正する規則

土地改良事業等調査及び計画受託規則（昭和 48 年宮城県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(契約の締結) 第5条 〔略〕 2 委託者は、委託料として年度事業に要する経費の2分の1に相当する額（当該年度事業が国庫補助の対象となる場合にあっては、年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の<u>範囲内で知事が定める額</u>）を負担しなければならない。 3 〔略〕 様式第3号（第5条関係） 土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書 〔略〕 （年度事業費及び支払い方法） 第3条 年度事業費は、総額 円とし、甲は 円、乙は 円（年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額のうち甲は 円、乙は 円）を負担することとする。 2 〔略〕 〔略〕 （別紙） 〔略〕	(契約の締結) 第5条 〔略〕 2 委託者は、委託料として年度事業に要する経費の2分の1に相当する額（当該年度事業が国庫補助の対象となる場合にあっては、年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の<u>2分の1に相当する額</u>）を負担しなければならない。 3 〔略〕 様式第3号（第5条関係） 土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書 〔略〕 （年度事業費及び支払い方法） 第3条 年度事業費は、総額 円とし、甲及び乙はそれぞれ2分の1（年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の<u>2分の1</u>）<u>ずつ</u>負担することとする。 2 〔略〕 〔略〕 （別紙） 〔略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県告示第532号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成 10 年宮城県告示第 737 号。以下「要綱」という。）第 30 条第 1 項の規定により告示し、同条第 3 項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の変更に関し利害関係を有する者は、要綱第 32 条第 1 項の規定により意見書を提出することができる。

令和 8 年 7 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 重吉興業株式会社
 - (2) 所在地 宮城県石巻市門脇字元明神 10 番地
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 山内 ひろみ
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県石巻市門脇字元明神 1 番 9
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
がれき類等の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 8 号の 2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
木くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
- 5 申請年月日
令和 8 年 6 月 19 日
- 6 縦覧場所等
 - (1) 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）
 - (2) 縦覧期間 令和 8 年 7 月 14 日から令和 8 年 8 月 13 日まで（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
- 7 意見書の提出期限等
 - (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 27 日
 - (2) 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）
 - (3) 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

宮城県告示第533号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和 8 年 7 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
一般財団法人宮城県成人病予防協会附属仙台循環器病センター	仙台市泉区泉中央 1 丁目 6 番 12 号	令和 8 年 7 月 12 日	令和 11 年 7 月 11 日

宮城県告示第534号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和 8 年 3 月 19 日次の者を指定した。

令和 8 年 7 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診 療 科 目	所 属 医 療 機 関 の 名 称	所 属 医 療 機 関 の 所 在 地
たかはし けんじ 高橋 賢治	内科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中 25 番地
せき ゆみか 関 由美加	内科、小児科、腎臓 内科	うたつファミリークリ ニック	本吉郡南三陸町歌津柊沢 93 番地 1
みやした ゆうすけ 宮下 祐介	内科、消化器科	医療法人永仁会 永仁会 病院	大崎市古川旭 2 丁目 5 番 1 号
すずき けんじろう 鈴木 憲次郎	内科	涌谷町国民健康保険病院	遠田郡涌谷町涌谷字中江 南 278 番地
おおみ ふみと 近江 史人	内科	近江医院	大崎市三本木しらとり 17 番地 3

宮城県告示第535号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和 8 年 7 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診 療 科 目	新		旧	
		所属医療機関の 名称	所属医療機関の 所在地	所属医療機関の 名称	所属医療機関の 所在地
すずき あや 鈴木 綾	呼吸器科	やまと在宅診療 所名取	名取市増田 9 丁 目 2 番 2 号	宮城県立がんセ ンター	名取市愛島塩手 字野田山 47 番 地 1

宮城県告示第 536 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

令和 8 年 7 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所 属 医 療 機 関 の 名 称		所 属 医 療 機 関 の 所 在 地
	新	旧	
あ べ こうじ 阿部 康二	石巻市立病院附属 牡鹿医療センター	石巻市立牡鹿病院	石巻市鮎川浜清崎山 7 番地

宮城県告示第537号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

令和 8 年 7 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称	所 属 医 療 機 関 の 所 在 地	
		新	旧
あさの よりひろ 浅野 良弘	あさの眼科医院	栗原市築館伊豆 1 丁目 4 番 28 号	栗原市築館伊豆 4 丁目 5 番 15 号

宮城県告示第 538 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和 8 年 7 月 14 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診 療 科 目	所 属 医 療 機 関 の 名 称	所 属 医 療 機 関 の 所 在 地
たんじ ひろあき 丹治 宏明	内科	仙南病院	角田市角田字牛館 16 番地

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公告する。

令和8年7月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 病院・診療所

名称	所在地	指定年月日
医療法人心の郷 穂波の郷クリニック	大崎市古川穂波六丁目30番12号	令和8年7月1日
おおさきメンタルクリニック	大崎市古川駅東一丁目1番20号	令和8年7月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
調剤薬局ツルハドラッグ 名取ゆりが丘店	名取市ゆりが丘四丁目2番5	令和8年7月1日
調剤薬局ツルハドラッグ 大河原新南店	柴田郡大河原町字新南40-7	令和8年7月1日